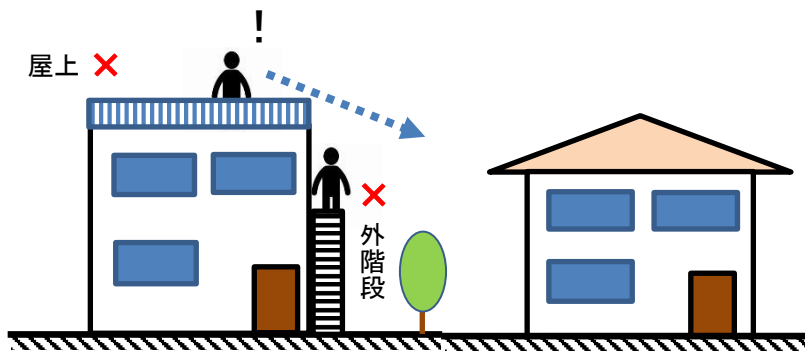


## 2 地域で自主的な運用を行うルール

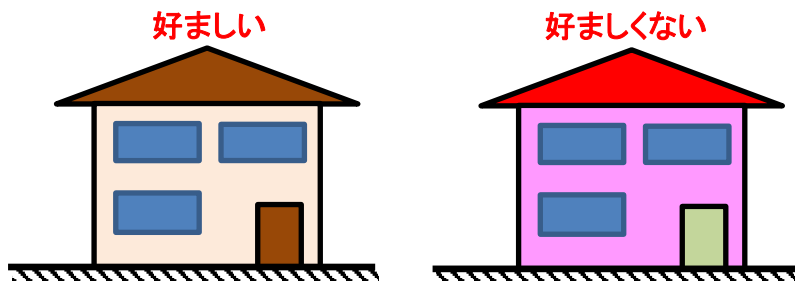
### (1) 建築物の形態又は色彩その他意匠

- ① プライバシー保護の観点から、屋上並びに外階段の設置は禁止とします。



●屋上や屋外階段を設置すると、隣家の様子が見えてしまう可能性もあることから、プライバシーの保護や景観上の観点から、これらの設置を禁止します。

- ② 景観上の観点から、建築物の外壁や屋根の色彩は、周囲の街並みと調和したものとします。



●外壁や屋根の色彩を指定するものではありませんが、派手な色使い等は好ましくなく、周囲の街並みと調和したものとします。

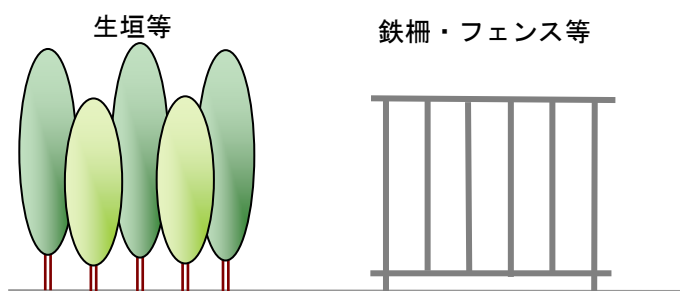
- ③ 集合住宅を建築する場合は、景観上の観点から、戸建て住宅の街並みと調和した外観となるよう配慮します。



●戸建て住宅を中心に形成されてきた、つくし野三丁目の景観上の特性を踏まえ、集合住宅を建築する際も、戸建て住宅の街並みとの調和に配慮するものとします(左:参考写真、つくし野三丁目街づくりニュース 12号より)

### (2) かき又はさくの構造

防犯や防災、景観上の配慮から、道路境界又は隣地境界にかき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能なものとする。



●2018年(平成30年)6月に発生した大阪北部を震源とする地震では、ブロック塀が倒壊して人命が失われるという被害が発生しました。  
●かき又はさくを設置する場合は、ブロック塀等は避け、生垣や透視可能な鉄柵、フェンス等とします。